

別紙

諮問第1830号、1834号、1840号、1845号、1864号、1880号、1885号

答 申

1 審査会の結論

本件各開示決定は妥当であり、本件各対象公文書は、開示すべきである。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき行われた別表に掲げる本件各開示請求に対し、東京都労働委員会が行った本件各開示決定について、条例15条1項及び3項に規定する第三者である審査請求人が、これらを取り消し、その全部について不開示とすることを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件各開示請求に対し、別表に掲げる本件各対象公文書を特定し、本件各開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、別表に掲げる各諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、別表に掲げる各日に実施機関から理由説明書を、審査請求人から意見書を収受し、令和8年5月19日（第267回第一部会）から同年7月27日（第269回第一部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同一であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 不当労働行為の審査について

労働組合法（昭和27年法律第174号。以下「法」という。）は、7条1号から4号までに掲げる使用者の行為を不当労働行為として禁止している。労働組合又は労働者は申立人として、労働委員会に対し使用者（被申立人）が法7条各号の規定に違反した旨の申立て（以下「不当労働行為救済申立て」という。）を行うことができる。

労働委員会は、不当労働行為救済申立てを受け、調査を開始するときは、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「規則」という。）41条の2第1項に基づき、当事者に通知し、申立人に申立理由を疎明するための証拠の提出を求めるとともに、申立書の写しを被申立人に送付し、それに対する答弁書及びその理由を疎明するための証拠の提出を求めなければならない。

ウ 本件各対象公文書について

本件各対象公文書は、不当労働行為調査開始通知書であり、特定期間に特定の労働組合が東京都労働委員会宛てに行った不当労働行為救済申立てについて、東京都労働委員会が各当事者宛てに調査を開始した旨を通知するものである。これには、申立人及び被申立人の名称、代表者の氏名、事件番号、手続及び実施機関の担当職員の氏名等の情報が記載されている。

エ 本件各開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件各対象公文書に記載された情報は条例7条2号、3号、6号及び7号に掲げる不開示情報に該当するとともに、実施機関が行った本件各開示決定は条例5条の趣旨に反するとして、その取消しを求めていることから、審査会は、これらの事項について検討する。

(ア) 条例 7 条 2 号該当性

審査請求人は、本件各対象公文書が開示されることにより、申立人組合の組合員に係る個人情報が開示されることになり、これによる不利益は当該個人のみならず、申立人組合の法律上の不利益となる旨主張する。

これに対し実施機関は、本件各対象公文書に含まれる申立人は、条例上の「個人」ではなく、また、申立人の代表者の氏名は、条例 7 条 2 号に該当するが、インターネット上に既に公開されていることから、同号の適用が除外される旨説明する。

審査会が見分するに、本件各対象公文書に記載された情報のうち、申立人及び被申立人の各代表者氏名並びに実施機関の担当職員の氏名はいずれも条例 7 条 2 号本文に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、申立人及び被申立人の各代表者氏名は法人のホームページ等により、実施機関の担当職員の氏名は所属等を含め東京都職員名簿により、いずれも公にされているものであり、同号ただし書イにいう「慣行として公にされているもの」に該当する。

(イ) 条例 7 条 3 号該当性

審査請求人は、申立人等の情報は、事件番号と結びついて救済申立ての対象となっている不当労働行為の類型が判明してしまうなど、その事情等を探知することが可能になる情報である旨主張する。また、それらの情報を公にすることは、開示請求者による働きかけによって申立人組合が形成してきた労使関係の円滑な維持形成に支障を生じさせ、組合の存立と活動に著しい不利益をもたらすものである旨主張する。

これに対し実施機関は、被申立人の名称について、使用者であれば労使紛争が高じた結果として、労働組合から不当労働行為救済申立てがなされることはあり得ることであり、同申立てが法によって認められた権利である以上、一般にもそのように思われると説明する。また、本件各対象公文書には、申立ての原因となった事実は何ら記載されないのであるから、被申立人の事業活動を類推することは不可能であり、競争上等の地位が具体的に侵害されるとは認められないと説明する。

また、申立人の名称についても、労働組合が不当労働行為救済申立てを行うことは法によって認められた権利の行使であり、本件各対象公文書は、特定の労働組合が使用者を相手方として上記権利を行使したことを示すにすぎないので、開示したからといって特定の労働組合の今後の活動に具体的な不利益をもたらすと考えることは困難である旨説明する。

さらに、労働組合が不当労働行為救済申立てを行った相手方の使用者名を機関紙、ビラ、ホームページ、ブログ、SNSを通じて不特定多数の者に対して公表することはよく行われることであり、申立てを行った労働組合以外の労働組合及びその他関係者から同様のメディアを通じて公表されることもある。加えて、特定の使用者に対して不当労働行為救済申立てがあったことを一般紙が取り上げることもあり、これらのことは、使用者を相手方とする不当労働行為救済申立てについては、その内容が真偽不明の段階であったとしても、広く公表されるべきことと一般に認識されていることを示すものであると、実施機関は説明する。

審査会が検討するに、まず、被申立人の名称については、本件各対象公文書は労働組合が法に基づき不当労働行為救済申立てを行った結果、被申立人となった者の名称を記載し、申立てについての調査を開始する旨を通知したものにすぎないので、この開示をもって当該被申立人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に侵害されるとは認められないため、条例7条3号に該当しない。

次に、申立人の名称について検討するに、労働組合が不当労働行為救済申立てを行うことは法により認められた権利の行使であり、本件各対象公文書は、特定の労働組合が当該権利を行使したことを示すにすぎない。したがって、申立人の名称は、これを公にしたとしても、当該労働組合の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められず、条例7条3号に該当しない。

さらに、事件番号について検討するに、上記のとおり申立人及び被申立人の名称が条例7条3号に該当しない以上、これらの情報と併せて公表される事件番号についても、同号に該当しない。

(ウ) 条例7条6号該当性

審査請求人は、東京都労働委員会は準司法的機関であり、労働組合が第三者からの使用者への働きかけをおそれずに、救済申立制度を利用できる環境を確保するこ

とは、同制度の適正な遂行に含まれ、少なくとも本件各対象公文書に記載された被申立人の名称や事件番号等の相手方使用者を特定し得る情報は、不開示とされなければならない旨主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、本件各対象公文書は労働組合が不当労働行為救済申立てを行う権利を行使したことを示すにすぎず、公にしたとしても労働組合の活動に具体的な不利益を与え、不当労働行為申立制度の利用に萎縮的效果をもたらすとは考え難いとのことであった。

審査会が検討するに、労働組合が不当労働行為救済申立てを行うことは、法により認められた権利の行使である以上、当然に想定されることであり、本件各対象公文書を開示することが同制度の利用に萎縮的效果をもたらし、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められないため、本件各対象公文書に記載された情報は条例7条6号には該当しない。

(エ) 条例7条7号該当性

審査請求人は、不当労働行為調査手続の進行とともに、和解協定が締結される割合は高く、その際は紛争の存在自体を開示しないよう合意することは、労使紛争の円満な解決を図る点からよくあることであり、不開示とすることが和解協定書によって形成される信頼というべきものである旨主張する。

これに対し実施機関は、不当労働行為救済申立ては、法に基づくものであり、本件各対象公文書に記載された情報は、東京都労働委員会が第三者に要請して公にすることを予定せずに任意の提供を受けたものではないため、条例7条7号の不開示情報には当たらない旨説明する。

審査会が検討するに、実施機関の上記説明のとおり、本件各対象公文書に記載された情報は、条例7条7号にいう第三者が「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報」に当たらないことは明らかであると認められる。

(オ) 条例5条について

審査請求人は、本件開示請求者が開示を求める意図及び目的は不当労働行為救済制度を定める法の趣旨目的及び各規定に反するものであり、情報開示の前提となる考え方にそぐわないものである旨主張する。

これに対し実施機関は、情報公開制度は、利用目的を問わない制度であり、本件各対象公文書には、何ら不開示情報に該当するものが記載されていないことから、開示決定をすることに支障はない旨説明する。

審査会が検討するに、条例５条は、「何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる」ことを定めたものであり、同条は実施機関における具体的な開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。また、前記（ア）から（エ）の検討を踏まえると、本件各対象公文書には何ら不開示情報に該当するものが記載されていないことから、開示決定をすることに支障はないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

（カ）本件各対象公文書に記載された申立人である労働組合及び被申立人の名称及び代表者氏名、実施機関の担当職員の氏名並びに事件番号以外の情報については、定型的な様式であり公知のものであると認められ、条例７条各号に定める不開示情報には該当しない。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環